

第29号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

目次	ページ
(福祉部)	
1 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等	1
(環境部)	
1 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等	2
2 制度の概要	3
(まちづくり部)	
1 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等	5
(消防局)	
1 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等	6
2 危険物の貯蔵所の設置計画から使用開始までの事務の流れ	6
長崎市手数料条例新旧対照表	7～22

企画財政部  
福祉部  
環境部  
まちづくり部  
消防局



1 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

(1) 改正理由

介護保険法の一部改正に伴い、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設（平成 30 年 4 月 1 日施行）されることに伴い、介護医療院を開設しようとする際の開設許可申請、開設後の変更許可申請、6 年ごとに必要な許可更新申請について、当該事務に係る手数料の額を新たに定める必要があるため。

(2) 改正内容

当該事務に要する経費を積算した額とする。

長崎市手数料条例別表第 1

手数料の種類	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(235) 介護医療院開設許可申請手数料	1 件	5 万 8,000 円	介護保険法第 107 条第 1 項
(236) 介護医療院変更許可申請手数料（構造又は設備の変更を伴うものに限る。）	1 件	3 万 3,000 円	介護保険法第 107 条第 2 項
(239) 介護医療院開設許可更新申請手数料	1 件	1 万 7,000 円	介護保険法第 108 条第 1 項

なお、同じ介護保険施設の介護老人保健施設の開設許可、変更許可、開設許可更新の各申請手数料と同額である。

(3) 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日

(4) 介護医療院について

「介護医療院」とは、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

既存の介護老人保健施設は、要介護者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指すものに対して介護医療院は、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設として創設されるもの。

## 1 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

## (1) 改正理由

- ア 土壤汚染対策法の一部改正に伴い、新たに汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認、法人の合併及び分割の承認並びに相続の承認に関する規定が設けられたことから、当該承認申請に係る手数料の額を新たに定める必要があるため。
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、新たに2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定及び特例の認定に係る事項の変更の認定に関する規定が設けられた。また、手数料の根拠となる地方公共団体の手数料の標準に関する政令(以下「政令」という。)の一部改正に伴い、同認定申請に係る手数料の額が定められたことから、当該事務に係る手数料の額を新たに定める必要があるため。
- ウ 政令の一部改正に伴い、使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る破碎業の変更許可申請に係る手数料の額が引き下げられたことから、当該事務に係る手数料の額を改正する必要があるため。

## (2) 改正内容

- ア 汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認、法人の合併及び分割の承認並びに相続の承認に係る申請手数料の新設

(ア)改正箇所 別表第1 第139号、第140号及び第141号の新設

## (イ)手数料

当該事務に要する経費を積算した額とする。

- ・第139号 譲渡及び譲受の場合における汚染土壤処理業者の地位の承継の承認申請手数料 70,000円
- ・第140号 合併及び分割の場合における汚染土壤処理業者の地位の承継の承認申請手数料 70,000円
- ・第141号 相続の場合における汚染土壤処理業の承認申請手数料 70,000円

イ 2以上の事業者による産業廃棄物処理の特例の新規認定及び変更認定に係る申請手数料の新設

(7) 改正箇所 別表第2 第25号及び第26号の新設

(イ) 手数料

政令で定められた標準の手数料の額と同額とする。

- ・第25号 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料 147,000円
- ・第26号 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請手数料 134,000円

ウ 使用済自動車の破砕業変更許可申請手数料の改正

(7) 改正箇所 別表第2 第43号の改正

(イ) 手数料

政令で定められた標準の手数料の額と同額とする。

【改正前】

- ・第43号 使用済自動車の破砕業変更許可申請手数料 75,000円

【改正後】

- ・第45号 使用済自動車の破砕業変更許可申請手数料 67,000円

(3) 施行期日

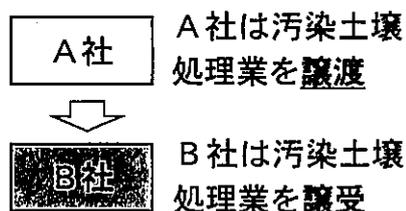
平成30年4月1日

## 2 制度の概要

ア 汚染土壌処理施設に対する監督を強化するため、譲渡及び譲受の承認、法人の合併及び分割の承認並びに相続の場合における汚染土壌処理業の地位の承継規定が整備されたもの。

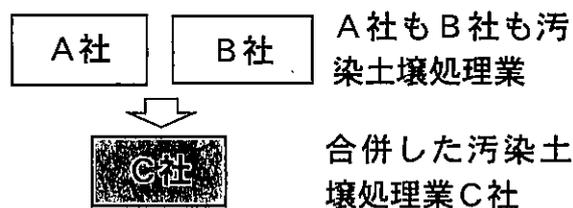
(例：譲渡及び譲受)

法人又は個人



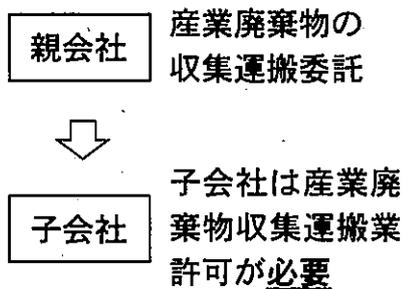
(例：合併)

法人

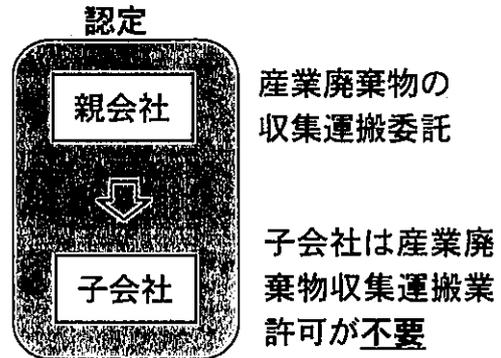


- イ 2以上の事業者が一体的な経営を行い、産業廃棄物の適正な収集、運搬または処分ができる等の基準に適合する旨の認定を受けた場合、当該2以上の事業者は、排出事業者責任を共有した上で産業廃棄物処理業の許可を受けずに相互に産業廃棄物の処理を行うことができるもの。

(例：制度制定前)

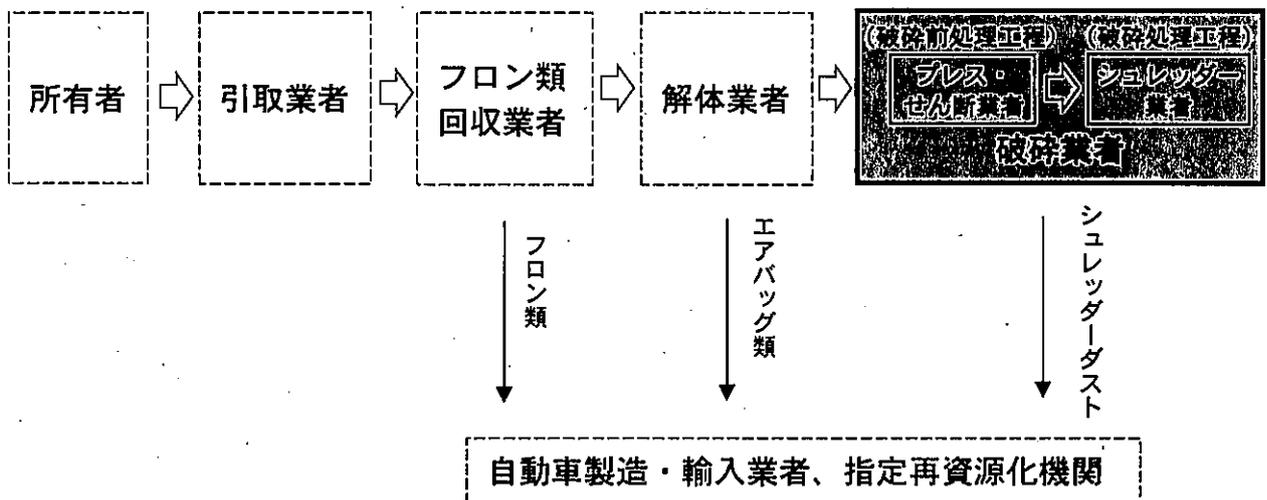


(例：制度制定後)



- ウ 使用済自動車のリサイクルに係る破碎業の事業の範囲は、「破碎前処理工程（解体自動車のプレス・せん断）」「破碎処理工程」「破碎前処理工程及び破碎処理工程」の3種類があり、変更許可を受けた場合、事業の範囲を変更できるもの。

(使用済自動車の処理の流れ)



1 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

(1) 改正理由

建築基準法の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるため。

(2) 建築基準法の改正概要

ア 主な改正内容

(ア) 都市計画法の改正と併せて、建築基準法第48条第8項として「田園住居地域」が追加され、13種類の用途地域となった。

(イ) 「建ぺい率」が「建蔽率」に改められた。(法第5.3条ほか)

イ 施行日 平成30年4月1日

(3) 改正内容

ア 別表第1中第159号中の「第8項ただし書」を削除し、「第13項ただし書」を加え、同号を第162号とする。

※表中、下線が改正箇所を示す

改正前		改正後	
(159) 用途地域における建築等許可申請手数料	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)	(162) 用途地域における建築等許可申請手数料	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)

イ 「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

※表中、下線が改正箇所を示す

手数料の種類 (改正後)	
(165)	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
(171)	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料
(174)	再開発等促進区内等における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
(178)	地区計画等の区域内における建築物の容積率、各部分の高さ又は <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
(189)	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

(4) 施行期日 平成30年4月1日

1 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

(1) 改正理由

手数料の根拠となる地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可申請等に係る手数料の額が引き上げられたことから、当該事務に係る手数料の額を改正する必要があるため。

(2) 改正内容

長崎市手数料条例別表第2表中における危険物の製造所等の設置許可申請、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額を政令で定められた標準の手数料の額と同額とする。

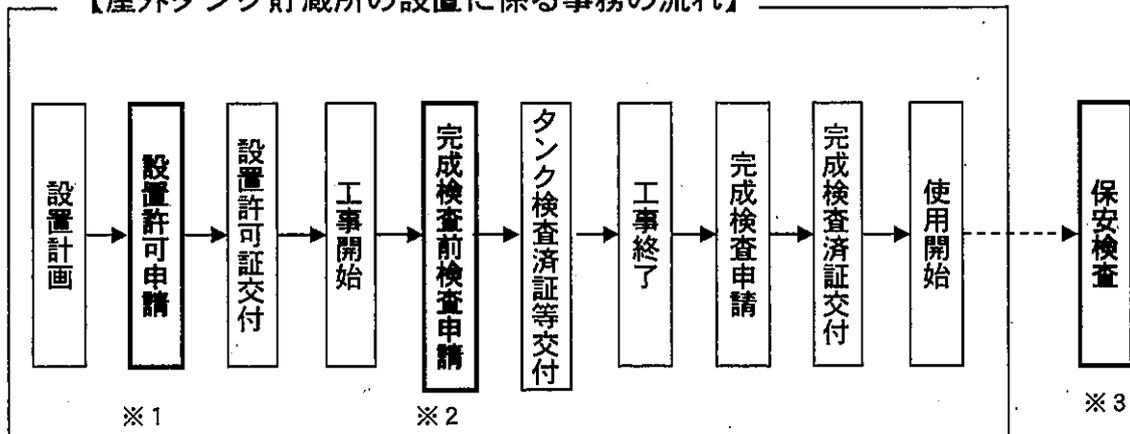
(3) 施行期日

平成30年4月1日

2 危険物の貯蔵所の設置計画から使用開始までの事務の流れ

(例)

【屋外タンク貯蔵所の設置に係る事務の流れ】



※1 「設置許可申請」とは、危険物の貯蔵所を設置する場合、市長の許可を受けるために行う申請のことをいう。

※2 「完成検査前検査」とは、完成検査を受ける前に工事の工程ごとに危険物タンクの漏れなどを検査することをいい、水張又は水圧検査、溶接部検査、基礎及び地盤検査がある。

※3 「保安検査」とは、危険物タンク等の適正な維持管理を行うために臨時又は定期に行う検査をいう。

長崎市手数料条例新旧対照表

現行	改正案 (平成 30 年 4 月 1 日時点)
<p>○長崎市手数料条例 (趣旨) 第1条 略</p> <p>(手数料の種類及び額)</p> <p>第2条 手数料(次項に規定するものを除く。)は、別表第1のとおりとする。 2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)に定める事務の手数料は、別表第2のとおりとする。 (件数) 第3条 1～3 略 4 別表第1第219号の手数料の件数は、1所有者からのその所有する犬又はねこの引取りについて、成犬又は成ねこ(生後91日以上の子犬又はねこをいう。以下同じ。)にあつては1頭又は1匹ごとに、子犬又は子ねこ(生後90日以下の犬又はねこをいう。以下同じ。)にあつては10頭又は10匹までごとに1件とする。</p> <p>中略</p> <p>(返還)</p> <p>第6条 既納の手数料は、返還しない。 2 前項の規定にかかわらず、別表第1第194号、第195号、第198号及び第199号に掲げる手数料は、市長が別に定めるときに該当する場合は、市長が別に定める額の手数料を返還する。</p> <p>中略</p>	<p>○長崎市手数料条例 (趣旨) 第1条 略</p> <p>(手数料の種類及び額)</p> <p>第2条 手数料(次項に規定するものを除く。)は、別表第1のとおりとする。 2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)に定める事務の手数料は、別表第2のとおりとする。 (件数) 第3条 1～3 略 4 別表第1第222号の手数料の件数は、1所有者からのその所有する犬又はねこの引取りについて、成犬又は成ねこ(生後91日以上の子犬又はねこをいう。以下同じ。)にあつては1頭又は1匹ごとに、子犬又は子ねこ(生後90日以下の犬又はねこをいう。以下同じ。)にあつては10頭又は10匹までごとに1件とする。</p> <p>中略</p> <p>(返還)</p> <p>第6条 既納の手数料は、返還しない。 2 前項の規定にかかわらず、別表第1第197号、第198号、第201号及び第202号に掲げる手数料は、市長が別に定めるときに該当する場合は、市長が別に定める額の手数料を返還する。</p> <p>中略</p>

長崎市手数料条例新旧対照表

現行					改正案（平成30年4月1日時点）				
別表第1					別表第1				
手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等	手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(1)～(138)	(略)		円		(1)～(138)	(略)		円	
(新設)					(139) 譲渡及び譲受の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料		1件	7万	土壌汚染対策法第27条の2第1項
(新設)					(140) 合併及び分割の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料		1件	7万	土壌汚染対策法第27条の3第1項
(新設)					(141) 相続の場合における汚染土壌処理業者の承認申請手数料		1件	7万	土壌汚染対策法第27条の4第1項
(140)～(158)	(略)				(143)～(234)	(略) 3号繰り下げ			
(159) 用途地域における建築等許可申請手数料		1件	18万	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)	(162) 用途地域における建築等許可申請手数料		1件	18万	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)
(160)～(161)	(略)				(163)～(164)	(略) 3号繰り下げ			
(162) 建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る		1件	3万 3,000	建築基準法第53条第4項又は第5項第3号	(165) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る		1件	3万 3,000	

長崎市手数料条例新旧対照表

現行					改正案(平成30年4月1日時点)				
許可申請手数料					許可申請手数料				
(163)～(167)	(略)				(166)～(170)	(略)3号繰り下げ			
(168) 高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料		1件	16万	建築基準法第59条第1項第3号	(171) 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料		1件	16万	建築基準法第59条第1項第3号
(169)～(170)	(略)				(172)～(173)	(略)3号繰り下げ			
(171) 再開発等促進区内等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件	2万7,000	建築基準法第68条の3第1項、第2項又は第3項	(174) 再開発等促進区内等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件	2万7,000	建築基準法第68条の3第1項、第2項又は第3項
(172)～(174)	(略)				(175)～(177)	(略)3号繰り下げ			
(175) 地区計画等の区域内における建築物の容積率、各部分の高さ又は建ぺい率に関する制限の適用除外に係る		1件	2万7,000	建築基準法第68条の5の5第1項若しくは第2項又は同法第68条の5の6	(178) 地区計画等の区域内における建築物の容積率、各部分の高さ又は建蔽率に関する制限の適用除外に係る		1件	2万7,000	建築基準法第68条の5の5第1項若しくは第2項又は同法第68条の5の6

長崎市手数料条例新旧対照表

現行					改正案（平成30年4月1日時点）				
認定申請手数料					認定申請手数料				
(176)～(185)	(略)				(179)～(188)	(略) 3号繰り下げ			
(186) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件	2万 7,000	建築基準法第86条の6第2項	(189) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件	2万 7,000	建築基準法第86条の6第2項
(187)～(231)	(略)				(190)～(234)	(略) 3号繰り下げ			
(新設)					(235) 介護医療院開設許可申請手数料		1件	5万 8,000	介護保険法第107条第1項
(新設)					(236) 介護医療院変更許可申請手数料（構造又は設備の変更を伴うものに限る。）		1件	3万 3,000	介護保険法第107条第2項
(232)～(233)	(略)				(237)～(238)	(略) 5号繰り下げ			
(新設)					(239) 介護医療院開設許可更新申請手数料		1件	1万 7,000	介護保険法第108条第1項
(234)～(245)	(略)				(240)～(251)	(略) 6号繰り下げ			

長崎市手数料条例新旧対照表

現行					改正案 (平成 30 年 4 月 1 日時点)								
別表第 2					別表第 2								
手数料の種類	区分		単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令	手数料の種類	区分		単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令		
(1)～(4)	(略)			円		(1)～(4)	(略)			円			
(5) 製造所等設置許可申請手数料	ア～ウ (略)				消防法第 11 条第 1 項前段	(5) 製造所等設置許可申請手数料	ア～ウ (略)				消防法第 11 条第 1 項前段		
	エ	準特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	1 件	53 万			エ	準特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	1 件	57 万			
	オ	特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則 (昭和 34 年 総理府令第 55 号。以下この号及び次号において「規則」という。)	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件			83 万	オ	特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則 (昭和 34 年 総理府令第 55 号。以下この号及び次号において「規則」という。)	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの		1 件	88 万
		危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満のもの	1 件	101 万				危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満のもの	1 件	107 万			
		危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満のもの	1 件	112 万				危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満のもの	1 件	120 万			
	特定屋外タンク貯蔵所 (以下この号及び次号において「浮き屋	危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満のもの	1 件	142 万		特定屋外タンク貯蔵所 (以下この号及び次号において「浮き屋	危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満のもの	1 件	152 万				

長崎市手数料条例新旧対照表

現行				改正案（平成30年4月1日時点）			
根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならぬものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この号及び次号において「浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1件	166万	根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならぬものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この号及び次号において「浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1件	178万
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1件	388万	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1件	407万	
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	1件	510万	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	1件	534万	
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	1件	629万	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	1件	649万	
カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	113万	カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	118万

長崎市手数料条例新旧対照表

現行			改正案（平成30年4月1日時点）		
危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1件	<u>134万</u>	危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1件	<u>141万</u>
危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>150万</u>	危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>158万</u>
危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>183万</u>	危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>194万</u>
危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>214万</u>	危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>226万</u>
危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>435万</u>	危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>455万</u>
危険物の貯蔵最大	1件	<u>557万</u>	危険物の貯蔵最大	1件	<u>582万</u>



長崎市手数料条例新旧対照表

現行			改正案（平成30年4月1日時点）		
0キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所			0キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	54万	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	56万
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	70万	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	73万
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	92万	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	96万
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の	1件	104万	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の	1件	109万

長崎市手数料条例新旧対照表

現行				改正案（平成30年4月1日時点）			
	特定屋外タンク貯蔵所				特定屋外タンク貯蔵所		
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	160万		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	166万
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	182万		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	190万
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件	203万		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件	212万
エ	溶接部検査			エ	溶接部検査		
	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	49万		危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	53万
	危険物の貯蔵最大	1件	63万		危険物の貯蔵最大	1件	68万

長崎市手数料条例新旧対照表

現行			改正案（平成30年4月1日時点）		
数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所			数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	99万	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	103万
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	131万	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	141万
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	172万	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	178万
危険物の貯蔵最大数量が20万キロ	1件	332万	危険物の貯蔵最大数量が20万キロ	1件	343万

長崎市手数料条例新旧対照表

現行				改正案（平成30年4月1日時点）				
		リットル以上30万 キロリットル未満 の特定屋外タンク 貯蔵所				リットル以上30万 キロリットル未満 の特定屋外タンク 貯蔵所		
		危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	1件	<u>406万</u>		危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	1件 <u>419万</u>	
		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上の特定 屋外タンク貯蔵所	1件	<u>465万</u>		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上の特定 屋外タンク貯蔵所	1件 <u>480万</u>	
	オ 岩盤タンク検 査	危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル未満の屋外 タンク貯蔵所	1件	<u>910万</u>		オ 岩盤タンク検 査	危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル未満の屋外 タンク貯蔵所	1件 <u>932万</u>
		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上50万キ ロリットル未満の 屋外タンク貯蔵所	1件	<u>1,240万</u>		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上50万キ ロリットル未満の 屋外タンク貯蔵所	1件 <u>1,260万</u>	
		危険物の貯蔵最大	1件	<u>1,700万</u>		危険物の貯蔵最大	1件 <u>1,730万</u>	

長崎市手数料条例新旧対照表

現行						改正案（平成30年4月1日時点）					
		数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所						数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所			
(11)	(略)					(11)	(略)				
(12) 貯蔵所等保安検査手数料	ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	<u>31万</u>	消防法第14条の3第1項及び第2項	(12) 貯蔵所等保安検査手数料	ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	<u>32万</u>	消防法第14条の3第1項及び第2項
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1件	<u>43万</u>				危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1件	<u>46万</u>	
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1件	<u>72万</u>				危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1件	<u>75万</u>	
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1件	<u>96万</u>				危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1件	<u>102万</u>	

長崎市手数料条例新旧対照表

現行				改正案（平成30年4月1日時点）			
	危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1件	121万		危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1件	130万
	危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1件	295万		危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1件	315万
	危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	1件	362万		危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	1件	387万
	危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの	1件	417万		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの	1件	446万
イ 岩盤タンク に係る特定屋外 タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上40万 キロリットル未満 のもの	1件	266万	イ 岩盤タンク に係る特定屋外 タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上40万 キロリットル未満 のもの	1件	269万

長崎市手数料条例新旧対照表

現行					改正案（平成30年4月1日時点）					
		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上50万キ ロリットル未満の もの	1件	319万			危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上50万キ ロリットル未満の もの	1件	323万	
		危険物の貯蔵最大 数量が50万キロリ ットル以上のもの	1件	479万			危険物の貯蔵最大 数量が50万キロリ ットル以上のもの	1件	483万	
	ウ（略）					ウ（略）				
(13)～(24)	(略)				(13)～(24)	(略)				
(新設)					(25) 2以上の事 業者による産 業廃棄物の処 理に係る特例 認定申請手 数料			1件	14万7,000	廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律第12条の7 第1項
(新設)					(26) 2以上の事 業者による産 業廃棄物の処 理に係る特例 認定変更申 請手数料			1件	13万4,000	廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律第12条の7 第7項
(25)～(42)	(略)				(27)～(44)	(略) 2号線り下 げ				

長崎市手数料条例新旧対照表

現行					改正案（平成30年4月1日時点）						
(43) 使用済自動車 の破碎業変更 許可申請手数料			1件	7万5,000	使用済自動車の再 資源化等に関する 法律第70条第1 項	(45) 使用済自 動車の破碎業変 更許可申請手数料			1件	6万7,000	使用済自動車の 再資源化等に関 する法律第70条 第1項

※この新旧対照表は、所要の整備に係るものを除いています。